

国体出場規定・神奈川県代表選手選考について

1. 国体参加資格

国体本選の参加資格は、国民体育大会実施要項総則「5参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」における各項目に該当するものとする。

1) 成年種別

① 居住地を示す現住所（住所を有し、かつ日常生活をしていること）

冬季大会開催年の前年の4月30日以前から本大会終了時まで、引き続き住所を有し、かつ日常生活をしている所を指し、次の2つの条件を満たしていること。

- ・「住所を有し」とは、神奈川県内に住民票等があることをいう。
- ・「日常生活」とは、住民票記載の住所において生活している実態があることをいう。

※「本大会終了時」とは、冬季大会の各競技会終了時のことをいう。

② 勤務地（雇用者と雇用契約を締結した上で現在主たる勤務実態を有する職場の所在地）

冬季大会開催年の前年の4月30日以前から大会終了時まで、引き続き雇用者と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。（この場合、住民票の有無は問わない）

- ・「主たる勤務実態」とは、神奈川県に存する雇用主の職場や事業所等に現実的に通勤し、勤務している実態があることをいう。

③ 「ふるさと」選手登録（神奈川県内の中学校又は高等学校を卒業したことが条件）

- ・所定方法により、「ふるさと」を登録しなければならない。（予選会から参加する年ごとに申請をすること。）

2) 少年種別 ①、③の詳細は、成年種別①、②と同じ。

① 居住地を示す現住所（住所を有し、かつ日常生活をしていること）

② 学校教育法第1条に規定する学校の所在地

③ 勤務地（雇用者と雇用契約を締結した上で現在主たる勤務実態を有する職場の所在地）

* 注意事項

- ① 神奈川県以外の代表として70回、71回大会に参加した選手が、神奈川県から参加するには、（選考会含む）2年間以上置かないと神奈川県から参加する事は出来ない。但し新卒業者、ふるさと、結婚及び離婚は例外とする。
- ② 神奈川県の選考会に参加し国体本戦に出場希望する選手で、出場資格が在住、在勤の選手は現地に住民票、在勤証明書のコピーを提出しなければならない。
- ③ 故意に参加資格を偽り出場した選手は、神奈川県スキー連盟競技本部主催の各種事業の参加を2年間認めない。
- ④ 国体本戦参加希望者は、本ツール内「競技上の注意」を確認すること。